

佐賀県立白石高等学校における出席停止・忌引き等について
(お知らせ)

本校では件名について原則、下記の取扱いとしています。

記

校長は、感染症にかかり、又はかかっている疑いがある生徒に対して、出席停止を命ずることが出来る。以下の理由により出席しなくてもよいと認められる場合「出席停止・忌引き等」として取り扱う。ただし、授業の欠席は欠課として取り扱う。

- 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の場合
- 学校保健安全法第20条による学校の全部または一部が臨時休業した場合
- 忌引
 - (1) 忌引は出席すべき日から除外するが、授業の欠席は欠課として取り扱う
 - (2) 忌引日数は次のとおりとする。

父母死亡――7日以内	祖父母・兄弟姉妹死亡――3日以内
伯叔父母――1日	その他同居親族死亡――1日
- 大学入学試験や就職試験等を受験するために出校しなかった場合
- 自然災害で交通が途絶したという事情等により登校不能となった場合